導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

2005年に旧海南市と旧下津町の新設合併によって新たに誕生した海南市では、2006年度に「元気　ふれあい　安心のまち　海南」を将来像とした「第１次海南市総合計画」を策定し、市民にとって暮らしやすく、魅力のあるまちづくりに努めてきたが、その後、本格的な人口減少社会へ突入し、1975年以降減少を続ける人口については2023年3月末で47,593人となっており、2060年には25,046人（2015年に比べ△51.7％）まで減少することが見込まれている。

さらには、2020年国勢調査では全人口に占める生産年齢人口の割合が52.9％(全国平均59.2％)、高齢化率は36.9％（全国平均28.7％）となっており、少子高齢化が全国や　　　和歌山県平均よりも速いスピードで進展している。

産業構造については、2020年時点における就業人口比率が第１次産業8.7（全国平均3.4）、第２次産業25.6％（全国平均23.0％）、第３次産業64.2％（全国平均70.6％）であり、第１次産業が全国平均を上回り、第２次産業は全国平均をやや上回っており、第３次産業が全国平均を下回っている状況となっている。

また、2016年経済センサス活動調査では、海南市内の2,619事業所のうち、97.5％が従業員50人未満となっており、海南市の経済は中小企業によって支えられていると言える。

その中でも特に、海南市の中心的な地場産業である家庭用品産業は、新型コロナウイルス感染症による巣ごもり需要の恩恵がややあったものの、流通形態の変化に加え原価及び電気代の高騰の影響で厳しい状況は続いている。

また、伝統産業である紀州漆器といった地場産業も需要の低下や後継者不足等が懸念される。

以上のことから、海南市では市内中小企業の労働生産性を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

（２）目標

中小企業者の生産向上を促し、市内中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を実現するため、計画期間内における先端設備導入基本計画の認定数については、年平均５件（累計10件）以上となることを目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（国の中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

海南市内の中小企業者による多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、　　　製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、本計画において対象とする　設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画では、地域経済の発展や雇用の創出を図るといった観点であることから、

太陽光発電設備等に関しては、発電電力を直接商品の生産もしくは販売又は役務の提供の

用に供するために、自ら電力を消費する事を目的に設置するもののみを対象とし、工場や

事業所等がない敷地で、発電電力を全量売電（余剰売電の場合であっても、自家消費分が

僅かな場合は全量売電とみなす）するための設備は対象としない。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

海南市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の　　最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、海南市内全域とする。

（２）対象業種・事業

海南市の産業は、農業・建設業・製造業・工業・商業等と多岐に渡るが、各産業、各　　　　事業者における生産性向上に向けた取組は、新技術・新製品や新商品開発、機械化や　　　自動化の推進、IOTなどの最先端技術の活用やIT導入による業務効率化、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用等、様々な事業について予想される。

このため、本計画においては、計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均３％以上の向上が見込まれる取り組みであれば、海南市内の中小企業者による幅広い取り組みを促すため、海南市内で事業活動を行うすべての業種・事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和５年６月28日から令和７年３月31日とする。

計画期間は原則として２年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である４月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和７年３月31日とする 。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

1. 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
2. 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③ 市税滞納者及び市税未申告者（国民健康保険税を含む）に係る先端設備導入基本計

画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。